

**第3回 奈良市眺望景観検討懇談会
議 事 録**

1. 日 時：2011年3月7日（月）9:30～12:00

2. 場 所：奈良市役所中央棟6階第1研修室

3. 出席者：

		勤務先／役職名	氏 名	備 考
委員	学識 経験者	大阪大学 名誉教授	鳴海 邦碩	座長
		関西大学 准教授	木下 光	
		大阪大学 准教授	小浦 久子	(欠席)
		大阪産業大学 教授	榊原 和彦	
		奈良女子大学 教授	増井 正哉	(欠席)
		奈良まちづくりセンター 理事長	室 雅博	
		視覚伝達デザイン研究所 所長	横井 紘一	
	行政 関係	奈良市都市整備部都市計画室 室長	中田 治夫	
		奈良市都市整備部まちづくり指導室 室長	堀内 哲司	
		奈良市観光経済部観光企画課 課長	尾上 雅規	
		奈良市観光経済部農林課 課長	廣岡 三郎	
		奈良市都市整備部都市計画課 課長	中澤 常浩	
		奈良市都市整備部景観課 課長	西田 稔	
奈良市教育総務部文化財課 課長		西崎 卓哉		
事務局	行政 関係	奈良市都市整備部景観課 課長補佐	仲谷 裕巳	
		奈良市都市整備部景観課景観係 係長	徳岡 健治	
		奈良市都市整備部景観課計画係	吉田 忠治	
	コンサル タント	株式会社スペースビジョン研究所 代表	宮前 洋一	
		株式会社スペースビジョン研究所	徳勢 貴彦	

傍聴者：1名

4. 資料：

- ・会議次第・配布資料一覧
- ・資料1 第2回奈良市眺望景観検討懇談会及び現地視察後協議における意見と対応方針
- ・資料2 奈良市眺望景観保全活用基本方針（案）
- ・資料3 重要眺望景観候補について
- ・資料4 今後の進め方について
- ・参考資料1 第2回奈良市眺望景観検討懇談会 議事録
- ・参考資料2 現地視察後協議 議事録

5. 議事概要

事務局：今年度最後の懇談会となる。第2回懇談会で様々なご意見をいただき、現地視察も必要ではないかという意見もあり、1月24日と2月1日に現地視察を実施した。視察後にはご議論いただく場も設けさせていただいた。それらのご意見を踏まえて、第3回懇談会を開催させていただいている。内容的には不十分な点もあるが、基本的な方針などが見えてきた段階にあると感じている。今年度は今回の懇談会が最終となるが、今後の進め方も含めて本日もご議論いただければと思う。宜しくお願ひしたい。

事務局：鳴海座長に進行の方をお願ひしたい。

委員：次第に従い進めさせていただく。まず、議事（1）奈良市眺望景観保全活用基本方針（案）について資料を説明いただきたい。

事務局：資料2が奈良市眺望景観保全活用基本方針（案）となっている。「基本方針」という名称としている点については、後ほど計画の構成部分で説明させていただく。

まず、目次をご覧いただきたい。まず、本編では、「第1章 はじめに」として、計画策定の背景と目的、眺望景観の定義、計画の位置付けを記載し、「第2章 「奈良市らしい眺望景観」の定義」では、奈良市の眺望景観特性、「奈良市らしい眺望景観」の定義、「奈良市らしい眺望景観」の選定方針を謳っている。そして、「第3章 「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の目標と方針」では保全活用を進めていくための目標と基本方針、「第4章 「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の進め方」では保全活用の方策や重要眺望景観の選定による重点的な施策展開を示している。最後に、資料編では、「奈良市らしい眺望景観」の選定として、39事例の眺望景観の資料を付けることを予定している。

次に本編の内容について、具体的に説明させていただく。

第1章の「1. 1 計画策定の背景と目的」では、1頁で計画策定の背景を整理した上で、2頁から3頁にかけて計画策定の必要性を「歴史文化の保全」「観光資源としての活用」「市民生活の質の維持・向上」の3点から整理している。これは、第1回懇談会で提示させていただいたものである。それらを受けて、計画策定の目的を設定している。目的の一つ目は、「世界に誇る奈良固有の歴史文化を保全する」である。具体的には、様々な要素を複合的・一体的に捉えた「眺望景観」としての保全活用のあり方を指し示すことにより、市民、行政、事業者等の関係する各主体が、眺望景観の保全

活用の方向性を共有し、奈良市の歴史文化の本質的価値の保全活用をより効果的に進め、奈良市の魅力の向上につなげることとしている。二つ目は、「奈良らしい眺望景観を観光資源として活用する」である。具体的には、奈良市らしい眺望景観の情報発信やそれらを加えた新たな観光ルートの設定などにより、奈良観光の幅を広げ、集客の増加を目指すとともに、国際文化観光都市としての持続的な発展を目指すこととしている。三つ目は、「市民生活の質の維持・向上を図る」である。具体的には、奈良市らしい良好な眺望景観を保全することにより、市民生活を豊かにし、市民の奈良市への誇りと愛着を育むとともに、それらを通じて、市民の景観意識の向上やまちづくり活動へと展開していくこととしている。4頁の「1. 2 眺望景観の定義」は、資料1の2つ目の項目に示している第2回懇談会におけるご指摘を反映させて再整理したものである。眺望景観の定義を「特定の視対象を望むことができる視点場と眺望空間から構成される景観であり、別表1の基準のいずれにも該当するもの」としている。5頁の「1. 3 計画の位置付け」も同様に、資料1の2つ目の項目に示している第2回懇談会におけるご指摘を反映させ、市街地景観や集落景観の形成、街路景観の形成、景観資源の保全・育成、建築物・工作物等の景観形成、生活景観の形成、屋外広告物の景観形成、自然景観の形成などの多様な側面からの景観施策と連携させながら、眺望景観の保全活用を進めることにより、奈良市の景観の総合的な向上を図っていくものとして位置づけている。6頁には、「奈良市眺望景観保全活用基本方針」と「眺望景観保全活用計画」の位置付けを示している。当初は、眺望景観保全活用計画という1本の計画を想定していたが、眺望景観保全活用計画と基本方針とを切り離して位置づけた方が分かり易いのではないかと考え、事務局案として2段構成を提案させていただいている。「奈良市眺望景観保全活用基本方針」を揺るぎのない方針として定め、その方針に基づいて、重要眺望景観ごとに眺望景観保全活用計画を策定し、各種制度と連携した具体的な施策方針を示すという構成である。重要眺望景観を追加選定する際には、眺望景観保全活用計画を改訂していく形で運用していくことを想定している。

7頁からは「第2章 「奈良市らしい眺望景観」の定義」を整理している。「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」から奈良市の景観特性を説明する点については、以前からご議論いただいております、概ねの了承はいただけてきたと考えている。その各々の景観特性を8頁から16頁にかけて整理している。具体内容については説明を省略させていただく。それらの整理を受けて、17頁に「奈良市らしい眺望景観」の定義を示している。定義は、「古都奈良の社寺をはじめとした歴史文化遺産と周囲をとりまく豊かな自然環境や生活文化が重なり合う『歴史と文化の奥行き』を感じられる眺望景観」とまとめている。定義を受け、18頁に「奈良市らしい眺望景観」の選定方針を示している。奈良盆地エリア、東部山間地エリア、西部丘陵地エリアのそれぞれで、眺望景観の見え方や心での感じ方なども異なるため、エリアごとに選定方針を設定している。なお、情報としての景観の特性については、奈良市内の眺望として同一に捉えられると考え、全てのエリアに同一の選定方針を設定している。

19頁からは「第3章 「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の目標と方針」を示している。「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の目標は、「市民、事業者、行政のそれぞれが「奈良市らしい眺望景観の特質を理解し、協働で保全、再生、活用に取り組むこ

とにより、奈良の歴史文化を将来世代に引き継いでいく」と掲げている。基本方針は、20 頁に示している眺望景観の類型ごとに設定している。第 2 回懇談会では、類型の名称が長かったが、それぞれの類型の特徴を踏まえて、短い名称を付けている。類型Ⅰは「見下ろし型眺望景観」、類型Ⅱは「広がり型眺望景観」、類型Ⅲは「街路・地区型眺望景観」、類型Ⅳは「歴史型眺望景観」、類型Ⅴは「来訪型眺望景観」、類型Ⅵは「生活・生業型眺望景観」としている。短い名称を付けることで、各類型の違いが分かり易くなったと思う。

22 頁からは「第 4 章 「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の進め方」を示している。一つ目は、保全活用の方策である。これは、現地視察資料でも配布したが、現在想定される保全活用の課題に対する施策の方向性を整理したものである。二つ目は、重要眺望景観の選定による重点的な施策展開である。今回は特にこの部分についてご議論いただきたいと考えている。重要眺望景観の選定にあたって、選定方針を 3 つ設定している。一つ目は、「目に見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観」の特性からみて、特に奈良市らしいと認められる眺望景観であること」、二つ目は、「保全の課題」「再生の課題」「活用の課題」からみて、特に重点的に保全・再生・活用に取り組むべき眺望景観であること」、三つ目は、「視点場周辺における住民活動等と一体的に取り組むことにより、より効果的なまちづくりが期待できる眺望景観であること」としている。選定された重要眺望景観については、今後「なら・まほろば景観まちづくり条例」に基づき、適正な保全・活用を進めるための、「眺望景観保全活用計画」を定めていくものとしている。なお、この計画に定める事項としては、「眺望景観の保全及び活用に関する方針」「眺望景観の保全及び活用に関する施策が特に必要と認められる区域（眺望景観保全活用地区）の範囲」「眺望景観保全活用地区における眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項」「その他眺望景観保全活用地区における景観形成に必要な事項」の 4 つを予定している。25 頁には、重要眺望景観の各選定方針の解説を示している。選定方針 1 のうち、「目に見える景観の特性」については、市民をはじめとした多くの人々が眺望景観の重要性を共有するためには、眺望景観のなかに視認できる歴史文化遺産の重要性の共有化が不可欠であることから、「眺望景観のなかに「歴史的建造物」「自然的環境」「史跡地」など、多様な奈良市を代表する歴史文化遺産を含むこと」を評価基準として設定している。「心で感じる景観の特性」については、歴史的背景や人々の活動、説話・伝承などにより、眺望景観を構成する各要素のつながりを感じられることが重要であることから、「歴史的背景」「人々の活動や説話・伝承」「眺望景観の構成要素の関係」のそれぞれについて多くの特徴を有していること」を評価基準として設定している。「情報としての景観の特性」については、多くの人々が奈良市の景観イメージを代表する眺望景観であると認識していることが求められることから、「これまで、視対象又は眺望景観が、様々な形で情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきたものであること」を評価基準として設定している。選定方針 2 については、既に阻害されている眺望景観や阻害のおそれの高い眺望景観に対して重点的な保全活用施策を講じることが求められるため、「保全・再生・活用にあたっての課題を多く抱えていること」を評価基準として設定している。なお、課題が少ない場合であっても、奈良市らしい眺望景観の保全活用ならびに歴史的風土の保

存のために特に重要と認められる場合はこの限りでないこと、また、人口動向や土地利用動向、産業推移等の社会動向から緊急を要しないと認められる場合はこの限りでないことを付け加えている。選定方針3については、市民が主体となって保全活用を推進すること、また、周囲の資産等と一体的に保全活用をすることにより、地域の魅力を総合的に向上していくことが求められることから、「視点場周辺において、地区整備計画の策定や協定の締結などにより、住民が主体的に景観づくりに取り組んでいること」「景観づくり協議会」や「景観形成市民団体」などの市民団体、まちづくり協議会やNPO法人などが景観づくりに取り組んでいること」を評価基準としている。26頁からの資料編には、「奈良市らしい眺望景観」の第一次選定について整理している。既存資料や公募、アンケート等から抽出した117事例から、重複や類似を集約整理し、本計画で扱う眺望景観の定義や「奈良市らしい眺望景観」の定義への適合状況からスクリーニングを行い、27頁に示す39事例を抽出するフローを示している。

以上が奈良市眺望景観保全活用基本方針（案）の概要である。

- 委員：説明いただいた「奈良市眺望景観保全活用基本方針（案）」についてご意見はないか。
- 委員：小浦委員からの意見の資料について説明いただきたい。
- 事務局：一つ目の「方針と計画の位置づけ」については、「保全活用基本方針を景観計画に位置づけること、また、保全活用計画を条例で位置づける計画として、重要眺望景観ごとの計画策定とすることは可能か」という意見である。二つ目の「保全活用方策」については、「方策に対応する施策がたくさん挙げられているが、シンプルな施策の基本構成をもたないと運用できない。運用の仕組みと合わせて考えておく必要がある。また、課題対応型の検討を整理するステップが必要である」という意見である。三つ目の「奈良らしい眺望景観」については、「誰もがわかりやすい伝え方の工夫をすること。また、エリアごとの定義が良いのか、眺望タイプごとの定義が良いのか」という意見である。四つ目の「選定の方法」については、「評価方法を定めるのではなく、手続きや選定の仕組みを決めるという方法もある」というご意見である。最後に、「全体の印象」としては、「眺望は地域の空間構成や土地利用とリンクし、その意味は歴史や伝承、生活文化などによって語られる。つまり、地域のあり方と関わるところ、特に奈良の場合はその場所や風景の物語に特徴がある。技術的な説明の前提となる眺望景観のコンセプトがもう少し見えると良いと思う。」「重要」というときに、全国ブランドの眺望と身近な眺望を、選定においてどのように比較するのか。」「シークエンス型の景観を眺望の対象にするのか。」という意見をいただいている。
- 委員：意見を基本方針に落とし込むとすればどのようにするのか。意見への対応の考え方を説明していただきたい。
- 事務局：昨日いただいたご意見であるので、全て反映できているものではない。
- 一点目については、本日提示している基本方針は、景観条例や景観計画のなかに位置づけられたものではないので、景観計画に位置づけていくことは検討していきたいと考えている。
- 二点目の活用方針については、個別施策だけで展開できるものもあれば、五点目の指摘にあるように土地利用全体に関わるものもあり、後者については相当複雑な手続きを要するものもある。今後、重要眺望景観ごとに個別の保全活用計画を想定しながら、

基本方針として書けるものだけを示すという検討も必要かと考えている。

三点目については、20 頁の眺望景観の類型は、以前よりも言葉を簡単にしている。また、類型の特徴、視点場と視点場もつ意味、視対象で整理し、それに基づき基本方針を示す構成としており、以前よりは分かり易い構成になっていると思う。

四点目については、後ほど資料3で説明させていただくが、選定の手続きや仕組みを決めるという構成であると考えている。選定の方法や市民意見の聴き方、行政課題の位置付け方などに関しては、次年度以降の検討にもつながると思うが、本日も議論いただきたいと思う。

最後のご意見については、今後の土地利用や地区ごとの今後のまちづくりの方向性について、基本方針のなかでどこまで書けるかについては、政策的な判断の話にも関係してくるので、庁内での調整が必要となる。また、計画策定の必要性で整理したように、「歴史文化の保全」「観光資源としての活用」「市民生活の質の維持・向上」の3つの考え方でよいのか、あるいは、もう少しブレイクダウンしたものとすべきかについては、次年度以降の運用も含めて、最後にご議論いただきたいと考えている。シーケンス型の景観については、先ほど類型のところ、街路・地区型に入ってくるかと考えている。

基本的なフレームについては、対応はできると思うが、特に政策的な今後の対応の方向性については本日も議論いただき、次年度以降の検討に反映させていきたいと考えている。

- 委員：眺望景観保全活用計画は条例に位置づける計画とできるのか。
- 事務局：条例に位置づけられる。
- 委員：提示いただいた2段階構成は、今後充実させていく可能性はあると思うので、基本的には良いと思う。
- 選定の具体的な考え方は次の話題とする。まずは基本方針案について意見をいただきたい。
- 組み立ての大枠はこのような形で良いと思う。25 頁の「重要眺望景観の選定方針の解説」の1-1について、「多様な」という用語は曖昧である。「複数の要素がある」という意味だと思う。用語を検討いただきたい。また、同じく選定方針2について、課題を多く抱えている場合と課題が少ない場合のどちらにもこの限りでないとするのは、明確でない。課題の多い少ないは関係ないのではないか。
- 事務局：22 頁に現在想定される課題を列記し、施策の方向性を示している。抽出した39 事例の眺望景観それぞれについて、課題を分析し、得点形式で整理して重要眺望景観候補を抽出するという作業を行ってきた。課題を多く抱えている視点だけでは、阻害されかけている又は既に阻害されているもののみがピックアップされてしまい、課題が少ない眺望景観が抽出できない。しかし、課題が少なくても重要なものがある。そのため、ここでは「課題が少ない場合であっても」という項目を追加している。
- 委員：多い少ないという考え方自体が良いのか。なるべく客観的、数量的にやりたいという思いは分かる。しかし、抽出されたものを見ると本当にこれで良いのかと思うものもある。数で考えることは難しいと思う。
- 委員：課題が多いものは緊急性があるということは良い。しかし、課題が少なくても大切な

ものはある。それをどのように判断するのか。

事務局：資料3が重要眺望景観候補の抽出方法の説明資料である。1頁右側のグラフ中の番号は、各眺望景観の番号と対応している。横軸は選定方針1の奈良市らしさの総評、縦軸には、選定方針2の保全活用の課題の総評を示している。このグラフは、右上になるほど「奈良市らしさは高いが課題が多いもの」を示している。奈良市らしさが高く、課題の多い、重点的な施策を展開しなければならない眺望景観を抽出しようとする、点線で示している範囲が該当するのではないかとということである。そして、3頁の12事例を重要眺望景観候補として示させていただいている。事務局でも検討を重ねたが、他の良い方法が見つからなかったため、現在はこのような考え方で一定のとりまとめを行ってみた結果である。

委員：24頁の選定方針の1～3を、できる限り端的に示すことはできないのか。選定方針2の「重点的に取り組むべき」を課題の多さから示しているということだと思うが、選定方針3はどのように考えているのか。

眺望景観のNo.18（大宮通りから若草山への眺望）とNo.19（県道754号から東大寺大仏殿への眺望）を比べると、本当はどちらが重要なのか。まちづくりの観点からするとむしろNo.18ではないかと思う。ひとつひとつの眺望景観を分析して、候補を決めておいて、後付で客観的な指標をつくっていく方が良いと思う。No.18とNo.19のどちらが重要かは難しいが、私はNo.18ではないかと思う。

事務局：No.18は奈良市らしさの点数が少ない。

委員：指標だけから攻めていったらそうになってしまう。眺望景観として重要かどうかで比べてみたら必ずしもそうでないはずである。そこが問題である。

事務局：資料3の1頁目のグラフの楕円のなかには2つの要素があると考えている。楕円の右下の方は放っておいても良いような眺望景観、楕円の左上の方はまちづくりとして重要な眺望景観であると思う。つまり、前者は奈良としてのブランド的な眺望景観であり、後者は阻害されているものを直したら良くなる眺望景観であるといえる。前者の眺望景観を対象としないという計画とするのは難しいと考えている。

委員：このような考え方でできる限り客観的に見ていくという点数はそれでも良いと思う。しかし、ものを選ぶ時には総合評価が必要である。全体的にみてどのように理解するかであり、世の中では、総合評価で決めるものが多い。受験のように点をとれば良いというものではない。点数だけで判断すると、僅差のもの判断に問題が生じてくる。基本方針で設定している点の付け方に幅があり、厳密でないような時には、改めて並べてみて総合的に判断する必要がある。コンテストなどでもそのような方法をとる。総合的にもう一度見て、判断する必要がある。

24頁の下から2つ目の説明が明確でない。迷いが書いてある。明確に示すこと。

委員：重要眺望景観候補にNo.20（若草中学校校門・鴻ノ池付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山や生駒山系等の山並みへの眺望）が挙げられているが、眺望景観には皆がいつも目にする眺望景観と殆ど目にしない眺望景観がある。つまり、影響が大きい眺望景観と影響が小さい眺望景観がある。そのような視点が評価や選定基準にない。重要なことであるので、前提として入れるべきであると思う。特に、JR奈良駅前や大宮通りの沿道景観などは、多くの人が目にする景観である。そのような景観を入れ

なければ、眺望景観保全活用計画をつくっても理解されないと思う。

委員：環境アセスメントのなかの景観アセスメントでは、代表的な眺望景観に着目する。その際の「代表的」は、どれだけの人が目にするかが重要な項目として扱われている。

委員：その他の事項についてご指摘はあるか。

委員：「再生」という言葉が気になる。19 頁に「再生」という言葉が使われ、22～23 頁では、「保全の課題」「再生の課題」「活用の課題」が示されている。しかし、「再生の課題」の項目と「保全の課題」の項目を比べてみると大差はない。「再生の課題」に書かれていることは「保全の課題」に含まれているものではないか。もし含まれているのであれば、なぜ「再生」という言葉を敢えて使用しているのか。「保全」のなかに「再生」の視点は概ね含むと考えることも可能である。もし「再生」という言葉を使うのであれば、別の内容が出てくるべきではないか。「再生」とは、基本的には、失われてしまったものを元に戻すことだと思うが、そこまでのことをこの計画で扱うのか。12 頁に昭和 29 年頃の三条通の写真が出ているが、このような状態に戻そうということではないと思う。ここで言う「再生」は、「保全」に含まれるものであり、敢えて「再生」という用語を使わない方が良いのではないか。

もう一点、建築物の保存の項目は入っているのか。

事務局：「再生」については、昭和 29 年頃の状態に戻すかどうかは別として、既に阻害されており、例えば塔屋の看板や電柱類の除去などが「再生」に入る。つまり、現状阻害しているものを少しでも元に戻す、取り除くことの根拠をどこかに入れておかないと、強い施策はできないと考えている。是正措置を発動するための根拠として敢えて「再生」という用語を入れている。「保全」は、「おそれ」と示しているように、現状良好なもの、これだったら耐えられるというものが該当する。一挙に変化するものについては分かり易く、市民も敏感に反応する。しかし、徐々に変化し、気付いたらなくなったというものもある。それらをどこで線引きするかについては、今後の重要眺望景観ごとの計画のなかで個別に判定しながら検討していかなければならないと考えている。また、既存の法規制のなかでは、完全に阻害されているものに対してどこまで是正できるかは、私権制限との関係が出てくる。景観法でどこまでできるか、景観法を超えて市条例で考えていくかなどについては、今後議論が必要かと考えている。

建築物については、22 頁の上から 4 段目の「歴史的な建築物・工作物等について」の項目で、景観重要建造物の指定や文化財の指定、是正措置などを示している。

委員：「阻害状況」ではなく「阻害状態にある」という表現の方が良い。

委員：今の話で納得した。再生という言葉は敢えて使用した方が良いと思う。むしろ修景まで言った方が良いのかもしれない。再生という言葉を使うことに意義があると思う。

「心で感じる景観の特性」と「情報としての景観の特性」の違いが分かり難い。「心で感じる景観の特性」は、「歴史的背景」「人々の活動」「説話・伝承」から整理すると示されているが、「説話・伝承」は「情報としての景観の特性」に入るのではないか。また、「人々の活動」は「歴史的行事」であるので、「歴史的行事から心で感じる景観の特性」と表現した方が分かり易くなると思う。

事務局：確かに説話や伝承は、ものに書かれている場合もある。しかし、説話や伝承にも、家のなかのものから地域全体に関することまで様々なものがあり、それらによって、受

け取り方は異なる。情報の方は、非人間化されていた「モノ」の世界にあり、完全に自立し、それだけで流通する。説話や伝承は、もう少しヒューマンなところがあると思うので「心で感じる景観の特性」の方に入れていく。

委員： 説話・伝承というメディアを通して感じているのである。メディアというのは情報である。眺望景観をみたときに、視覚的に見たものと心で感じるものとの二つがあり、それ以外は全て情報であるという整理の方が分かり易い。

委員： 文化財の概念では有形文化財と無形文化財がある。「心で感じる景観の特性」は、無形文化財に近いものであると思う。そして、それらとは別に、心象風景など、皆が心に浮かべるものがある。それが「情報」という言葉で良いのかというと、少し違うのかもしれないが、有形と無形ともう一つ違うものがあるのではないかということだと思う。

委員： 有形も無形も情報をメディアとして思い浮かべるものであると思う。

委員： どちらを先に感じるかということかもしれない。例えば、ナイアガラ滝が良いということを知って現地に行くのと知らずに行くのとでは異なる。単なる情報ではなく、肉体化された情報である。

事務局： 情報は「記号」と言っても良いのかもしれない。たとえ心に響かなくても記号化されて消費されていくものであり、それは時代により変化するものかもしれない。ここでは、そのような評価を「情報としての景観の特性」とし、生活や心に関係する身体的なものは、たとえ情動的な要素を含んでいても「心で感じる景観の特性」として捉えている。特に、奈良の場合は、観光やブランドというときに、記号化され、商品化され、消費されるものが多い。

委員： そのような考え方であれば分ける方がおかしい。

委員： 「歴史民俗」は、行事や説話である。活字になっていなくても知っているということ、他の地域から来ると知らないことがたくさんある。他の地域から来る人が知っている情報と知らない情報とを分けたいということである。それをどのように分けられるかということだと思う。説話・伝承と行事は民俗的事象であるので、普通は分けて考える。しかし、歴史的背景をどう扱うかは難しい。文化庁の管轄である歴史、文化、民俗といった文化財的なものと、文化庁が関心をもっていないものとの仕切りである。

委員： 皆が理解できなければならぬということだと思う。

委員： 問題提起はさせていただく。もっと分かりやすくしてほしい。今の説明だけではパブコメに出されても分からない。

事務局： シンボル化されて記号化されたものを情報として扱っている。全く違う町でも鹿が映っていると奈良ではないかと思ってしまう。山焼きをしていたら奈良ではないかと思ってしまう。そのようなレベルで吸い取られていく特性を情報と捉えており、心に響かなくても、情報・記号だけで奈良ということが逆規定されてしまう場合もある。それは良い面もあれば、悪い面もある。鹿さえいれば奈良なのかということとそうではない。そのような情報が流通してしまうことが、景観を束縛し、悪くしてしまうおそれもある。ディスカバリージャパンをどう考えるかということと同じであると思う。銀座という名称をつけるだけで中心地になるというような、違う意味で消費されてしまう状況に陥るおそれが奈良の場合が多いのだと思う。それをどのように理解していくかは次

の段階であるが、良い悪いは別として、このことは奈良の特質でもあるので、特にここでは切り分けて示しておきたいということである。

委員： 人々の活動は「祭礼・行事」と表現する方が良い。

委員： 活動というと生活全般になってしまう。

委員： 「再生」という言葉を入れるのであれば、全体タイトルや基本方針のタイトルなども「保全再生活用」とした方が良い。その方がインパクトがある。

委員： 本文について、4頁の眺望景観の基準のうち「奈良市の変遷を理解する上で欠くことのできないもの」は限定しすぎている。「奈良市の歴史のなかで重要である」などももう少し柔らかい表現にした方が良い。

8頁の地形の整理について、都祁や田原は「谷底平野」という認識はない。「山間の小盆地や高原」などの表現とした方が良い。

委員： 議事（2）重要眺望景観候補について説明いただきたい。

事務局： 本日配布した資料番号を付けていない別添資料がある。それと併せて見ていただきたい。資料3に選定の考え方・手順を示している。

選定方針1では、「目に見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観の特性」のそれぞれにAからCまでの評価を付けている。「目に見える景観の特性」については、「歴史的建造物」「自然的環境」「史跡地」が、眺望景観のなかに視対象として含まれているかどうかで判断している。この「歴史的建造物」「自然的環境」「史跡地」については、資料3の4頁に整理している。表4は、重要性が共有され易いと考えられる歴史文化遺産24件が、どの種類に該当するかを示した表である。その種類がいくつあるかで点数を付けており、2種類以上を含むものをA、1種類以上がB、全く含まないものをCとしている。「心で感じる景観の特性」については、「歴史的背景」「眺望景観の構成要素の関係」「人々の活動や説話・伝承」が視点場、視対象について語れるかどうかをもとに、その数に応じて点数を付けている。4～5項目該当するものをA、2～3項目該当するものをB、該当数が1項目以下のものをCとしている。該当するかどうかの判断は、眺望景観カルテのなかの「心で感じる景観の特性」の記載内容に基づいている。「情報としての景観の特性」については、「観光情報」「文学・芸術作品」「インベントリー」の各情報が視点場、視対象にあるかどうかによって点数を付けている。5～6項目該当するものをA、2～4項目該当するものをB、これも、同様にカルテのなかの「情報としての景観の特性」の記載内容から判断している。これらの奈良市らしさの分析に基づく合計点数（各特性を10点満点に換算して均等化した数値）から選定方針1の総評をAからCの三段階でつけている。

選定方針2については、保全・再生・活用の課題の数をもとに、AからCの三段階で評価をしている。課題については、資料2の22～23頁に一覧を示している。保全の課題は、5項目以上該当するものをA、2～4項目該当するものをB、該当数が1項目以下のものをCとしている。再生の課題では、2項目以上該当するものをA、1項目該当するものをB、該当なしのものをCとしている。活用の課題では、2項目以上該当するものをA、1項目該当するものをB、該当なしのものをCとしている。選定方針2の総評として、課題の該当数5項目以上をA、2～4項目をB、1項目以下をCとして三段階で評価している。

以上の選定方針1及び2の総評をもとに、「選定方針1の総評-選定方針2の総評」の組み合わせが、「A-A」「A-B」「B-A」となるものを第一次候補として抽出した。そして、そのなかから選定方針3の住民活動の視点をもとに、重要眺望景観候補を抽出した。資料3の3頁の12事例が重要眺望景観候補である。

客観的な数値だけで重要眺望景観候補をあげており、先ほどの総合評価の視点は入っていないが、事務局案として整理させていただいた。

以上が、重要眺望景観候補の選定の結果である。

委員：「保全の課題」と「再生の課題」であげられている文言が似通っている。分けない方が良い気もする。

事務局：現在の状況が「おそれ」なのか「既に阻害されているか」の違いである。

事務局：建物が映り込むおそれがあると映り込んでいるという両方を評価に入れているのは、個人的にはおかしいと思う。同じ課題を足して評価するのは良くないのかと思う。保全型と再生型の重要眺望景観があっても良いのかもしれない。

委員：第一次候補から重要眺望景観候補12事例はどのように選んだのか。

事務局：視点場周辺での地域活動を勘案している。

事務局：ある意味ここには総合評価が入っており、今後、地域活動との連携を期待したい眺望景観も含まれている。

委員：それはどこに書かれているのか。

事務局：25頁の最後に、「今後の取り組みの可能性等を加味すること」という形で示している。

事務局：先ほど話題になっていたNo.18とNo.19についても、政策的な判断も入っている。資料3の2頁目の右端の最終候補と書いているものは、行政の現段階での候補であるので、今後は増えていく可能性はある。

委員：抽出した重要眺望景観候補と眺望景観の類型との関係はあるのか。

事務局：関係はない。

委員：資料3のグラフと選定方針3を加味して、今回決める重要眺望景観候補であり、今後は市民意見を反映させて選んでいくということか。最初の段階ということか。

事務局：そうである。

委員：最初なのであれば、それぞれの重要眺望景観候補に選んだ理由を書いた方が良い。行政として眺望景観に取り組む第一弾として決めたということ、加味した視点を含めて示せば良い。これを踏まえながら今後充実させていくので、行政判断が含まれていても良い。

委員：39事例で全部かどうかは別にして、重要眺望景観候補だけでなく、奈良市らしい眺望景観全てが大切であるということは示しておく必要がある。

委員：39事例ということが問題である。わずか100票に満たないアンケートで決めるのはデータとは言えない。そのことは前提として言うておかなければならない。

誰の感性でABCを付けているのか分からない。三条通は2つ視点場が掲載されている。それぞれで評価は全く異なるはずである。全てAということはあり得ない。上の方を視点場にした場合がAなのか。

委員：視点場が固定されている事例と動いている事例がある。

委員：点数方式で評価するのであれば、どちらかにすべきである。三条通の西側は問題だら

けであるが、東側は問題が少ない。

事務局：保全の価値が高いし、再生の価値も高い。全体でみてAということである。

委員：東側区間では、保全の課題がAで再生の課題はCではないのか。

事務局：保全すべき要素も多いし、再生すべき要素も多いから両面から攻めなければならないということである。

委員：分かり難い。

委員：全てを数値化した客観性を出さないといけないのか。素晴らしいがあまり知られていない眺望景観や保全しなければならない眺望景観、再生しなければならない眺望景観など状態に応じていくつかに分けられると思う。その分けられたものを点数方式として重要眺望候補を選ぶ方が良いのかもしれない。最初から全ての眺望景観に同じように点数を振り分けていくのは、手続きとしては分かるが、市民に説明するのは困難である。表を読み取るだけでも相当の理解力が必要となる。

委員：この検討懇談会では、これで良いかを一つ一つ見るという手続きができない。ある土俵に乗せるものをつくる手続きである。これを市民に見せてチェックしてもらうものとしては使わない方が良い。これは第一段階の作業のものであり、この懇談会では説明はするが、一定の考え方を示して、そのルールに従ってあるところまで作業を進めてみて、問題がないかという形で試行錯誤で選んでいくものである。我々も研究の上でもそのような作業をすると思う。論理立てて組み立ててみて、結果を出してみないと次のステップに進めない。行政としてある程度説明できる考え方を背後にもって選ぶという手続きである。市民に示すのは別の手続きである。どのように選ぶかという方法で、今回は、一つの方法としてこのような案を出していただいた。行政の方針として、このような眺望景観を重要眺望景観候補として選びたいという意志を示されたものである。それがあ程度市民的にみても納得されるものを含んでいなければならない。今回選んだものに追加していくためには、それなりのプロセスを経て追加していかなければならないという思考のプロセスである。

委員：今回の成果物として39事例は掲載されるのだと思うが、写真でみると、全て保全されている場所である。なぜ今更眺望景観の計画をつくるのかと思う。何か問題があるのか。当たり前のことをやっている印象を受ける。39事例の眺望景観は大体保全されている眺望景観である。

委員：それはそれでも良いと思うが、問題はあるのか。

委員：単純に保全すべき眺望景観であり、何も問題は起きないのではないかと思う。個々に問題があるのか。

委員：個々に相当問題のあるものもあると思う。

委員：特に最後にあげられている12事例の重要眺望景観候補は既に保護されているものばかりである。

事務局：カルテをご覧いただくと、保全・再生・活用の課題をそれぞれ整理している。例えばNo.10やNo.20も電線類が阻害しているし、No.9も右側の四角い建物がこのままで良いのかという課題もある。保護されているといわれている眺望景観ですら阻害されている。

委員：その程度のことなのか。私にしたらその程度なのかと思う。

- 事務局：電柱すらなかなか除去できないのが現状である。
- 委員：もっと本質的な問題がある。JR奈良駅前や通りの景観などはなぜ入っていないのか。わずかなアンケート結果に入っていないから入れないのか。パブコメ等が出てきたら追加するのか。
- 事務局：追加はしていく。資料4で次年度以降のスケジュールで説明する。
- 委員：最初になぜ入っていないのか。
- 事務局：No.18の大宮通りは、第一次候補にはあがっているが、最終候補とはしていない。現状の行政の判断で外している。商業地域でもあり、どこまで改善できるかという問題もあるので、現時点では外している。しかし、市民意見として追加すべきであるということであれば、追加も考えられる。
- 委員：保全し易いものばかり残したという印象が拭えない。パブコメをしても反応はないと思う。これはこれで良いがもっと他にも問題点があるのではないかという意見が多いと思う。
- 事務局：第一次候補から選定方針3をもとに絞ってきているが、第一次候補を全て最終候補とすることも考えられる。市民の意見を聞くなかで、どのようになるかは分からない。
- 委員：JR奈良駅前からは看板だらけで山は見えない。重要な場所であり、眺望景観も良ければ重要眺望景観候補であっても良いと思う。しかし、JR奈良駅前には眺望景観だけではどうにもならない。別途解決すべき方法があるのではないかと思う。JR奈良駅前を重要眺望景観候補に入れたから解決され、眺望景観が良くなるのであれば良いが、そんなに簡単な問題ではないと思う。
- 事務局：確かに街路景観など、様々な問題を含んだ景観がある。本計画は、あくまでも現在素晴らしい眺望景観があり、影響の大きい眺望景観や皆に良く知られている奈良の眺望景観という視点から整理し、そのような眺望景観を将来に伝えていくという目的をもっている。眺望景観には様々あるが、現況良く見えない、阻害されすぎた眺望景観もある。皆が素晴らしいという眺望景観に問題があれば、第一に対処していこうという考え方で第一次選定をしようというものである。今すぐに全てに対処はできないので、「奈良らしい眺望景観」の定義のなかで、まずは素晴らしいと皆が思うものからやっいていこうという考え方である。阻害要因の多い少ないで考えると、阻害要因が多いほど奈良らしさを失っているのかもしれない。そのため、奈良らしいということは、結果的には阻害要因が少ないということになっているのかもしれない。景観課としてはそのような形で整理したいと考えている。
- 委員：JR奈良駅前には旧奈良駅舎があるだけで、奈良らしい眺望景観の定義に合う眺望景観であるといえると思う。なおかつ、多くの人の目に触れるものであり、非常に重要である。なぜ、外すのか理解できない。逆に、JR奈良駅前を重要眺望景観候補に入れたら問題はありますか。あれだけの空間の広がりがあるって、歴史的な建物があれば眺望景観の定義に合うのではないか。今から入れるのに何か問題はありますか。
- 事務局：なぜ入っていないかは調べてみないと分からないが、三条通は選出したなかに入っていた。駅前広場の南北の通りについては、公募したなかにも入っていなかった。
- 委員：どこから見るかは別にして、景観対象としての奈良駅前である。旧駅舎があり、広がりがあるため、眺望景観の定義にも適合すると思う。視点場をどこに設定するかは考

えていただければ良いと思う。

委員：春日参道の基点であり、入口ということが残っている。どうして外しているのか。

事務局：JR奈良駅前からの参道というイメージで、No. 17 のなかには入っている。

委員：景観アセスメントでは眺望点と眺望対象とを明確に分けて検討をして、両者の総合として眺望景観を位置づけている。そのような点で明確である。ここでは、眺望景観という捉え方をしているので、曖昧な部分がある。少なくとも現在あげられている三条通の眺望景観は、東の方向を見たものしか入っていない。反対側を見る眺望景観であるので、別のものとして捉えるべきであると思う。三条通の端から駅方面を見たものも含むというように無理矢理入れても良いが、少し無理があるかもしれない。

事務局：資料編の60頁に三条通のカルテを掲載している。写真としては2枚しか掲載していないが、視点場は地図にオレンジ色の線で示すように連続する視点場として考えている。三条通の西端から見ればJR奈良駅前広場も見えるし、旧奈良駅舎も見える。No. 17 の三条通の眺望景観のなかで整理させていただきたいと考えている。

委員：タイトルも変更し、JR奈良駅前も視対象として赤色の点線で囲むのであれば、少し無理はあるかもしれないが良いと思う。

事務局：検討させていただく。

委員：別の手法等によりJR奈良駅前の景観を改善するという考え方はあるのか。

事務局：JR奈良駅周辺と三条通は、景観計画のなかで景観形成重点地区に指定しており、建築物等の形態意匠や広告物の誘導は図っている。また、奈良市屋外広告物条例による規制も入っている。

委員：そのような取り組みをしているので、JR奈良駅前は入っていないということでもあるが、ご意見はあるか。

委員：計画があつて、別の方向で進められるのであれば良い。39事例のなかに入れるのか、JR奈良駅前を別途設けるのか検討して欲しい。

委員：景観形成重点地区と眺望景観保全活用計画の関係はどのように考えれば良いか。対象が重なることもあるのか。

事務局：三条通や大宮通、JR奈良駅前のように重なることはある。

委員：「再生」という言葉を使うかどうかという議論があつたが、JR奈良駅前は「再生」に近いのかと思う。そうでないのであれば「再生」という言葉は使わない方が良いのかもしれない。

委員：私もそう思うが、「再生」という言葉を入れる方が、より積極的に施策を展開しようという感じがするという点では入れた方が良いかもしれない。

委員：どこまで再生するのが問題である。電柱を取り除くことが再生なのか。まちづくり全体として再生していくのであれば問題点が大き過ぎると思う。

委員：資料編に奈良市らしい眺望景観の第一次選定は掲載するのか。

事務局：39の候補を掲載する。

委員：最後に「奈良市らしい眺望景観」カルテを掲載するとあるが、それはどれか。

事務局：A3の厚い資料である。これが資料2の後ろに付く形となる。

委員：重要眺望景観は前から「重要眺望景観」という名称だったか。資料1の第2回懇談会の意見の部分を見ると「重点眺望景観」と書いている。

- 事務局：以前は「重点眺望景観」という用語を使っていたが、景観条例では「重要眺望景観」と規定しているので、最終の指定は「重要眺望景観」としたい。「重点」と「重要」の両方があると混乱するので、現在は重要眺望景観候補と示している。
- 委員：条例には「重要眺望景観」の定義があるのか。
- 事務局：市長が特に重要と認めるものを指定することができるかと規定されている。
- 委員：「重要」というように書くと「良い」という意味合いがある。むしろ「重点眺望景観」の方が良いと思う。「重点」というと、重点的に施策を展開しようという意味である。
- 事務局：条例を「重要眺望景観」としたのは、No. 27（大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔への眺望）やNo. 23（平城宮跡から若草山等への眺望）などのブランド力のある眺望景観をイメージしたためである。
- 委員：重要眺望景観を条例に基づいて決めるのは良いと思うが、「重要」とつけるものの候補であるので、まだ「重要」と付けない方が良い。
- 委員：市民がどう理解するかを考えた時に、「重要」というと、普通に考えると良いものを選んだと思われる。しかし、良いものも含むがそれだけではない。施策を施したいものである。その意味が区別できるような言葉の方が良いと思う。ここで条例と結び付けなければならないのかどうか。
- 委員：技術的な問題でもあるので検討しておいていただきたい。
少し戻るが、JR奈良駅前は眺望景観であがってこないのはどのような理由か。
- 事務局：景観形成重点地区のなかでは、個々の建築物や工作物については、基準をつくって誘導していくことができるが、眺望として駅前の高度規制がどうかまでは整理されていない。それは、重要眺望景観が確定し、駅前に眺望エリアに入った時に規制が必要かどうかを検討していくこととなる。JR奈良駅前の1haの区域だけに着目した場合は、景観形成重点地区のなかで、基準を定めて景観誘導を行っている。これらの2つの考え方があると思う。つまり、個々については、現在も景観形成重点地区として景観誘導を行っているので、それが緩すぎるから厳しくすべきという意見があれば、それに合わせて見直していく必要があると考えている。眺望エリアの中に入ってくる場合は、この計画のなかで議論していかなければならないと考えている。
- 委員：先ほどの議論では、JR奈良駅前三条通の眺望景観のなかに入るとのことだったと思う。眺望景観の名称も変わるということだと思ふ。
- 事務局：JR奈良駅前を含む三条通からの眺望というような表現に変更する。
- 委員：74頁のNo. 24（平城宮跡から大極殿、朱雀門等への眺望）について、近鉄線のことは保全や活用の視点の中には入ってこないのか。近鉄線は眺望景観を遮っているが、一方では視点場として重要である。なかなか難しい問題である。地下化なども話題となっているが、保全や再生の視点などにどのようにするかを記載しないのか。
- 事務局：再生の視点のなかで、「水平移設などの議論もされている」ということは示している。
- 委員：水平移設という用語は分かり難い。
- 事務局：水平移設という用語を使っている人もいる。括弧付きで表現しておく。
- 委員：地下化というのは考えられないのか。
- 事務局：考えられないと思う。
- 事務局：平城遷都1300年祭が終わり、現在、国の方で公園整備の長期的な考え方のなかで、方

向性を整理しようとしている。この点については、長期的な視点でみていかなければならない。

委員：JR奈良駅前については、三条通の眺望景観のなかで、「JR奈良駅前を含む三条通からの眺望」という形で整理していただきたい。眺望景観だけではなく、奈良で景観といえばJR奈良駅前が重要であり、景観形成重点地区にも指定しているのだと思う。眺望の一部に入れるのと同時に相互で取り組んでいかなければならない課題である。JR奈良駅前広場はいつ完成するのか。

事務局：平成25年を予定している。

委員：完成したら全体の構造が分かってくるので、それに合わせて検討していかなければならない。

委員：資料3の7頁に奈良まちづくりセンターや奈良デザイン協会等がのっていない。

事務局：追加しておく。

委員：市民団体一覧は公表するのか。公表するのであれば、団体の認可を受ける必要がある。

事務局：先ほどの点数の資料も含め、行政の作業用の資料である。

委員：選定方針3に市民団体をあげているが、この内容はヒアリングされた内容なのか。

事務局：資料3の1頁左下に示しているように、歴史、文化、まちづくりの活動をされている団体を抽出したものであり、記載内容は公表されている資料に基づいている。

委員：自分の団体は眺望景観の選定方針3にのっているが、眺望景観の保全に取り組む意志はないということにならないのか。奈良デザイン協会であれば、文書にしてもらい、理事会に諮らなければならない。

委員：今後のスケジュールについて説明いただきたい。

事務局：資料4の裏に眺望景観保全活用計画の策定に向けた検討の流れを示している。そのなかに平成22年度と示している部分があるが、本日は、図中真中の奈良市眺望景観保全活用基本方針のとりまとめの部分までご議論いただいた。重要眺望景観候補についての各々の保全活用計画素案については、とりまとめには至っていない。今後素案をとりまとめ、各委員に協議・調整をお願いしたいと考えている。来年度になるが、調整後に重要眺望景観保全活用計画案と基本方針案を再度、検討懇談会、庁内WG会議、市民懇談会に諮り、主な施策や重要眺望景観の妥当性の検討を含め、最終的な案という形で策定していきたいと考えている。表の平成23年度のスケジュールについては、予算が議会を通っていないので、景観課の方で検討を進めている現段階の案である。有識者による検討懇談会を3回程度、市民懇談会を5回程度実施し、市民懇談会は市民の方々に直接参加いただく形とすることを考えている。市民懇談会を2回開催し、その市民意見をもって有識者の検討懇談会を開催する形で進めていき、それらの意見をもとに庁内WG会議を併行して開催していきたいと考えている。有識者の委員の方々には、来年度もご迷惑、ご足労をお掛けするが、宜しく願いたい。宿題を沢山いただいているので、各委員の先生方に協議・調整に何うのが4月になるかもしれないが、宜しく願いたい。

委員：本日は、今年度最終の懇談会であるので、簡単にまとめさせていただく。一昨年から、奈良市の眺望景観の検討懇談会に参加させていただき、今年度、新しいメンバーも含めて検討を進めてきた。私は2年間検討に関わったが、奈良は全国的に

注目される場所であり、大きな課題をもっていると同時に大きな期待の目でも見られている。京都の景観についても勉強したり委員会に加わったりしているが、京都とはまた違った難しさがある。京都はどちらかというとまちなかの景観に市民的・全国的な関心が集まるが、奈良はまちなかよりも周辺の自然と歴史的環境が相俟った景観に関心が集まる。そのため、都市化や市街化、近代化に対して脆い点がある。既に様々な制度により保全が保障されている面もあるが、一方で、今後、生活や暮らしの近代化や地域経済・商業の活性化などの方向に向かうと、そのような側面で弱さをもっているのが奈良の景観であると思う。そのようななかで、奈良市が眺望景観の保全活用に取り組もうとされていることは、評価したいと思う。眺望景観の保全活用にあたっては、京都などの先行している自治体を勉強していただくとともに、奈良独自の手法を開発していかなければならないという大きな課題がある。市民の参画を得ながら望ましい方向に進めていただきたい。また、それと同時に、発信をしていって欲しい。多くの観光客が奈良の文化財を見に訪れるが、奈良の景観施策はこれだけ頑張っているという意味で見に来られるくらいに情報発信していただきたい。奈良駅前の問題や三条通の問題はそのようなことと関係があると思う。観光客のなかには、買い物ができ賑わいがあれば良いという観光客もいれば、昔は良かったという観光客もいる。我々のような専門家であれば、他の地方都市の商店街に比べれば活気があって良いではないかと思う面もある。しかし、奈良というのは賑わいと同時にある種の趣をつくっていかなければならないという国民的期待があり、普通のまちとは一緒にできない難しさもある。その点については、我々も懇談会に参加して、できる限り奈良らしさにこだわっているつもりであるが、世の中の他の地方都市に比べれば活気があって良いという面もあり、そこをどのように乗り越えていけば良いかということで悩んだ面もあった。そのような難しさはあるが、奈良の景観施策は、他の都市に先出で様々な手をうっているということを発信すると同時に実践していただきたいという期待を込めて、今年度最終の懇談会を締めくくらせていただく。